



CONTENTS

- > 世代を超えて、チームでがんばります!
- > 若い力で、新しい風を ~ 弁護士 上柳 和貴
- > 活動報告(つながる・ひろがる 特別編)
- > 暮らしの法律『“民法改正”“債権法改正”って何?』
- > たいとう弁護士だより
- > プラスおびにおん『「戦力不保持」条項の意義』
- > 事務局つうしん『映画「もうろうをいきる」上映会』

今号の表紙絵の作者: XXXXXXXXXX さん

自宅で生活しながら、生活介護に通いつつ、水泳とマラソン、絵画を楽しんでいます。

発行 法律事務所たいとう 2018年01月10日

法律相談のご案内

法律相談料 60分 5,400円(税込)
その後、30分延長につき、3,240円(税込)

*まずは、お電話03-5829-4652にてご予約ください。
*夜間・休日・出張相談も、対応可能ですので、ご相談ください。
*法テラスの援助制度もご利用いただけます。

お問い合わせ

TEL 03-5829-4652(代表)
FAX 03-5829-4653

平日 午前9:30~午後5:30(土・日・祝・祭日を除く)

MAIL info@lo-taito.com

HP http://www.lo-taito.com

*HPからもご相談の予約を受け付けております。
*ニュースレターの送付停止をご希望の場合は、大変お手数ではございますが、お電話にてご連絡ください。

アクセス



※JR秋葉原駅方面からお越しの際は、横断歩道が昭和通り口前(★印の地点)にしかありません。ご注意ください。



〒101-0026
東京都千代田区神田佐久間河岸78
第二阿部ビル2階

- ▶ 地下鉄日比谷線「秋葉原駅」4番出口より...徒歩3分
- ▶ つくばエクスプレス「秋葉原駅」A1・A2出口より...徒歩5分
- ▶ JR「秋葉原駅」昭和通り口より...徒歩5分
- ▶ JR・地下鉄都営新宿線「岩本町駅」A4出口より...徒歩5分
- ▶ JR・地下鉄都営浅草線「浅草橋駅」より...徒歩10分



世代を超えて、
チームでがんばります!

2017年の目標は、それぞれの弁護士がたいとうの理念「安心・自信・自由」の視点から持ち味をさらに発展させること、地域の皆様とのつながりを大切にすることでした。

振り返れば、それぞれの弁護士が、児童相談所の協力弁護士として活動の場を広げたり、高齢者・貧困問題の相談会をしっかりと地域に定着させたり、中小企業支援のあり方を学ぶため企業視察を重ねるなど、それぞれの領域で、活動の場をより一層広げた一年となりました。

また、当事務所で定期的開催している触法少年研究会や、秋に開催した障害平等(D・E・T)研修にも、多数の方にご参加いただきました。

こうした活動の中で、新たに、上柳和貴弁

護士が「司法と福祉の接点」という理念に共感し、たいとうの仲間に加わることになりました。上柳弁護士の自然体で包容力あふれる人柄は、きっと多くの人たちに「安心・自信・自由」を伝えることができると確信しています。

また、彼は社会人一年目でもあり、弁護士として社会に飛び立つ緊張とともに、この社会の中で自分の役割を見出し、貢献しようと燃えています。

所員一同、上柳弁護士という新たなエンジンを得て、縦横無尽に駆け回り、さまざまな課題・困難を抱えて訪れる皆さまのニーズにしっかりと寄り添い、「安心・自信・自由」をお届けしたいと思えます。

2018年もどうぞよろしくお願い致します。



弁護士 清水 洋
弁護士 佐藤 香代
弁護士 生駒 真菜
弁護士 吉川 由里
弁護士 上柳 和貴

若い力で、新しい風を

はじめまして。本年1月より法律事務所たいとうに入所いたしました、弁護士の上柳和貴(うえやなぎかずき)と申します。

私は、これまで様々な取り組みを行ってきました。大学生の頃は、児童養護施設訪問、在宅介助に取り組み、司法修習生の頃は、社会福祉協議会の研修に参加させていただきました。

特に、2年間在宅介助をさせていただいた方との別れの際に、「私たちのような障がいのある人の味方となってほしい」と直接おっしゃっていただいたことが強く印象に残っています。この言葉に支えられ、弁護士となるまでの長い道のりを乗り越えることができました。今度は、私が、この思いに応える番だと思っております。

私は、法律事務所たいとうの「福祉と司法

の接点」という理念が私の取り組みたいことと合っていると感じました。そして、事務所の皆様とお会いしてから、より強く、この事務所で、弁護士としての第一歩を踏み出したいと思うようになり、入所させていただくことになりました。今後、個性の強い皆さんに圧倒されないように、自分の個性を発揮していきたいです。

私は、名水百選に選ばれた「猿庫の泉」をはじめ、豊かな自然溢れる長野県飯田市という場所で生まれ育ちました。豊かな自然で育まれた肌のハリツヤは、まだまだ損なわれていないと自負しております。これから、若い力で、新しい風を巻き起こしていけるように頑張ります。皆様、よろしくお願いたします。

弁護士 上柳 和貴



つながる ひろがる

特別編 活動報告

報告Ⅰ DET(障害平等研修) 9月16日実施

「障害平等研修(Disability Equality Training: DET)」とは、障がい者自身が進行役となって進める対話型の障がい学習です。当日は、弁護士や行政書士など士業のほか、社会福祉協議会や地域包括支援センターの方、母子支援や精神障がい者支援に携わる方、地方公共団体や病院に勤務する方など多彩な方々にご参加いただき、グループに分かれての討論も盛り上がりしました。



参加者から大きな反響があったのは、VTRを見て差別の問題場面を指摘する研修です。このVTRでは、世界が突然健常者差別の社会に「逆転」してしまい、主人公の健常者男性が様々な場面で一前として扱ってもらえなかったり好奇心の目にさらされたりして散々な目に合うのですが、自分も無意識に差別的対応をとっていないかと振り返り反省させられました。

DETを通じて、「障害」は個人の属性というよりも、社会や環境から生み出されるものであるということ、強く感じました。当事務所の活動を通じて「障害」を少しでもなくしていきたいと思えます。

報告Ⅱ お金から見る 福祉マネジメント研究会

決算書には企業の「健康状態」が現れるといわれ、事業体の過去と現在、今後の課題を考えるための最適な資料です。そこで、福祉事業の運営についても、決算書という「お金」の面から考察してみよう、というのが、この研究会の取り組みです。11月から隔月開催で、高齢者・障がい者・児童・生活困窮者等様々な領域の福祉事業経営に第一線で取り組む方々をスピーカーとしてお招きし、経営理念、経営面の課題、今後の事業計画やビジョンを語っていただき、これらが決算書にどのように反映されているのかを考察します。

決算書という一見数字の羅列にしか見えないものの背後に、それぞれの事業者の汗と涙と希望と夢が透けて見え、熱い気持ちにさせられる研究会です。

次回(第2回)は、1月26日(金)午後6時30分より、当事務所のセミナールームで開催予定です。

— 弁護士 生駒 真菜

“民法改正” “債権法改正” って何?

昨年5月、「民法の一部を改正する法律」が国会で成立し、6月に公布されました。これにより、契約に関する部分など、民法の債権関係の規定が、1896(明治29)年に制定されてから初めて、大幅に見直されたのです。

この民法改正によって、私たちの生活にはどのような影響があるのでしょうか。

Aさんは、友人のBさんに頼まれて、100万円を貸しました。翌月末までには返すという約束だったのに、Bさんは翌月末になっても100万円を返してくれず、いつの間にか返済期限から6年が経ってしまいました。

Aさんは、さすがにもう待てないと思い、弁護士に相談することになりました。

現在の民法では、ご商売の関係ではない一般のお金の貸し借りについては、権利を行使できる時から10年が経過すると消滅時効にかかります。消滅時効にかかると、お金を借りた側が時効を主張すれば、お金を返してもらえない権利は消えてなくなってしまうのです。

Aさんのケースでは、返済期限が来ればBさんに「返せ」と言えるので、そこから10年で時効ということになります。

弁護士は、「まずは内容証明郵便で、Bさんに返済を求めてみてはいかがでしょうか。」とアドバイスしました。

債権法が改正されると、どうなるでしょうか。

Aさんは、弁護士のアドバイスを受けて、内容証明郵便で、Bさんに返済を求めました。すると、Bさんの弁護士だという人から「貴殿の貸金債権につきましては、『債権者が権利を行使できることを知った時』から5年が経過しているため、消滅時効を援用します。」という手紙が届きました。

これは大変です。消滅時効の期間については、改正後の民法では「債権者が権利を行使できることを知った時」から5年(改正法166条1項1号)というのを原則にしています。Aさんの100万円を返してもらえない権利は、消えてなくなってしまうのです。現在の民法と改正後の民法とは大きく異なる点です。

この他にも、改正後の民法には、個人の方が事業用融資の保証人になろうとする場合についての規制や、「定型約款」に関する規定が新設されたり、賃貸借に関して敷金の精算や原状回復に関するルールが明記されたりしており、一部を除いて2年後の2020年4月1日に施行される予定です。

— 弁護士 吉川 由里



くらしの法律

「法律事務所たいとう」の所属弁護士ってどんな人?

普段はなかなか見られない個性が
チラリと垣間見えるコーナーです。

所属弁護士がお届けする 型弁護士だより

新戦力加わり、一段アップ



弁護士 清水 洋

男4人兄弟の末弟で育ち、男くさい法律事務所に長年籍を置き、息子2人の父親になって、男社会に慣れ親しんで、当たり前前に40年の弁護士生活を送ってきました。その私が、今3人の若い女性弁護士に支えられる不思議な環境の中にいます。彼らが相談・依頼者に優しく寄り添い、誠実さと強さを前面に事件に立ち向かう姿に「安心・自信・自由」の実践を確信しているところです。そこに青年男性の弁護士が現れ、今年は機動力あふれた事務所への期待が膨らみます。

人を大切にする経営を目指して



弁護士 佐藤 香代

昨年10月に、「人を大切にする経営」を提唱する法政大学の坂本光司教授とゼミの皆様と一緒に台湾企業視察に参加しました。どの会社も社員一人一人が生き活きと、そして気配りに溢れている姿が印象的で、たいとうの目指す形を目の当たりにしました。「良い経営をしようとする中小企業をサポートしたい!」という思いから立ち上がった弁護士ネットワーク「大切ネット」。今年2月には、大規模災害にも負けない企業作りのためのBCP(事業継続計画)研修を企画しております。

「安心・自信・自由」を胸に



弁護士 生駒 真菜

これまでは事件を中心に一人ひとりの方と向き合い関係を深めていく仕事が多かったのですが、2018年は事務所の外での活動も増えていきます。どこにいても、当事務所の理念「安心・自信・自由」を胸に、悩み困っている当事者、それを支える支援者にも、寄り添い力になれる存在でありたいと思います。

弁護士は腰が重い人種だと思われがちですが、弁護士何年目になっても、必要とされればどこにでも出向いていくフットワークの軽さを大切にしたいと思います。

「仕事の流儀」発見!?



弁護士 吉川 由里

昨年は、様々なプロフェッショナルの方々とお仕事をする機会に恵まれた一年間でした。児童福祉、高齢者福祉、障がい福祉、学校教育、まちづくり、舞台芸術、テレビドラマ制作などなど…どの世界のプロフェッショナルも、自分の仕事に信念と誇りを持っておられて、たくさんの刺激をいただきました。そして、どの世界でも、法律のプロフェッショナルである弁護士がお手伝いできることや、同じ目的のためにいっしょにできることがあるということを実感しました。

今年も「つながる ひろがる」を大切に、チャレンジしていきたいです。

トラブ おびにおん

「戦力不保持」条項の意義

2018年度政府予算案では、軍事費が5兆1911億円と4年連続過去最高額で突出している。その中で、初来日したトランプ米大統領と交わした米国製武器の大量購入が際立つ。歴代の日米首脳では「別格」と言われる蜜月の関係を深めるとともに、安倍長期政権における安全保障政策は、米国の核の傘への傾斜を強めている。

「威嚇」外交で国際的に不安定孤立化している米国に依存することの危惧が指摘されている中、北朝鮮の核・ミサイル開発は留めなく、東アジアの覇権を狙う習近平国家主席は権力集中化を強めて、日朝・日中間の距離はますます遠くなっている。

東アジアの安定・国際平和の観点から、北朝鮮情勢を口実に軍事拡大の道を進めるのか、憲法9条2項(戦力の不保持)を維持して、平和の礎を守るのか、今年はその重大な岐路に立つ。

つうしん 事務局

早いもので、法律事務所たいとうとしてのお正月も4回目となりました。よく人生のスピードは、年齢×10キロだと言われますが、私もだいぶ加速されてきたようで、毎年お正月を過ぎた後、「この前お正月だったのに!」と思いきや、年が過ぎて行くような気がします。今年は、年を振り返った時に、「これをした!」と思えるものを見つけたいです。本年もどうぞよろしくお願いたします。さて、3月23日(金)に、映画の自主上映会を企画しました。昨年上映しました「わたしの自由について~SEALDs 2015~」の西原孝至監督の新作「もうろうをいきる」です。上映後は、西原監督にも参加していただき懇親会(軽食付き)も行う予定です。今回は、事務所ではなく、ヒューリックカンパレンス浅草橋にて上映しますので、ぜひたくさんの方に参加いただければと思います。(詳細は、同封のチラシをご参照ください) (真木内桃子)

